

山形市宿泊税 特別徴収事務の手引き

令和8年9月現在
山形市

更新履歷

[illegible]

目次

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途	1
2 宿泊税の徴収方法	1
（1）特別徴収制度	1
（2）特別徴収義務者	1

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ	2
2 課税客体・納税義務者	3
（1）宿泊	3
（2）宿泊者	4
3 税率	5
4 宿泊料金	
（1）宿泊料金とは	5
（2）宿泊事業者の宿泊料金設定と宿泊料金の区分	5
（3）宿泊料金及び課税対象の判定例	5
5 宿泊税の算出	
（1）1泊当たりの宿泊税の算出式	8
（2）宿泊料金設定ごとの宿泊税算出例	8
6 課税免除	
（1）修学旅行等の教育活動に伴う宿泊	9
（2）認定地域クラブ活動に伴う宿泊	11
（3）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	13

第3章 特別徴収義務者の申告（登録）・変更等

1 特別徴収義務者の申告（登録）	14
2 特別徴収義務者の申告事項の変更	20
3 営業の休止・再開・廃止	23

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入	
（1）申告手続き	26
（2）納入手続き	35
（3）合算申告納入	37
2 申告納入期限の特例	
（1）申請手続き	38
（2）特例の承認等	38
3 納入義務の免除・還付	
（1）納入義務の免除	42

(2) 還付	4 2
(3) 申請の手続き	4 2
4 更正の請求	
(1) 更正の請求とは	4 3
(2) 請求の手続き	4 3

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人	4 5
(1) 納税管理人の申告	4 5
(2) 納税管理人の変更等	4 6
(3) 納税管理人選任免除	4 6
2 帳簿等の記載・保存	4 7
3 領収書等への表示	4 8
4 調査	4 9
5 更正・決定	4 9
6 加算金	5 0
7 延滞金	5 1
8 罰則、滞納処分等	5 2
9 不服申立て	5 3

第6章 その他

1 電子申告・納付	5 4
2 申告（登録）書、納入申告書、納入書等の様式	5 4
3 特別徴収義務者交付金（仮称）	5 4
4 手続きの受付窓口・申告書等提出先・問い合わせ先	5 4

【参考資料】

○ 山形市宿泊税条例	5 5
○ 山形市宿泊税条例施行規則	6 0

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、山形市が導入する法定外目的税です。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、山形市内に所在する旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル・簡易宿所又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、山形市が宿泊者から直接宿泊税を徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、山形市に申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者とは、宿泊税を徴収し、山形市に申告と納入を行う者をいい、宿泊施設の経営者がこれに当たります。一般的には宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業法の届出をした方（以下、「宿泊事業者」といいます。）が該当します。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などには、山形市がその方を特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

【① はじめに】

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出

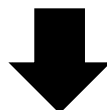


【② 営業開始日が確定したら】

- ・「宿泊税特別徴収義務者申告書」を次の提出期限までに提出

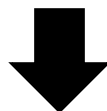
営業開始日	提出期限※
課税開始日（令和9年4月1日）の前日まで	課税開始日の前日まで
課税開始日（令和9年4月1日）以降	営業開始日の前日まで

- ・実質的経営者である旨の申立て
 宿泊施設の経営を全面的に委託している場合、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合等本来の特別徴収義務者とは別に宿泊税の徴収に便宜を有する方がいる場合、当該便宜を有する方からその旨の「申立て」を受け、実質的経営者を「特別徴収義務者」として指定します（※ 指定を受けた方は指定を受けた日から10日以内に「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。）。
- ・納税管理人の選任
 特別徴収義務者が山形市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合は原則として納税管理人の申告又は申請が必要です（不申告は罰則あり）。



【③ 宿泊行為があったら】

- ・宿泊者から宿泊税を徴収



【④ 徴収した宿泊税は】

- ・「宿泊税納入申告書」を提出
 - ・「宿泊税納入書」により金融機関等で納入
- ※申告と納入は、必ず期限内に行ってください。

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、令和9年4月1日（課税開始日）以後の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

【注意】

- ・ 宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は、課税対象となりません。
- ・ 令和9年4月1日のチェックイン又は宿泊分から宿泊税が課税されます。
- ・ 令和9年3月31日以前からの連泊の場合、4月1日宿泊分から課税されます。
- ・ 令和9年4月1日より前に予約があった場合でも、宿泊が令和9年4月1日以降であれば、宿泊税が課税されます。

（1）宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、旅館業法の許可が必要とされる宿泊や住宅宿泊事業の届出を原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

〈参考〉旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目を全て満たすものをいいます。

- ・ 宿泊料を徴収している。（名称を問わない）
- ・ 社会性がある。（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 継続反復性がある。（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない。（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

【宿泊及び課税対象の判断例】

例1 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクースの）場合

- ・ 日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

例2 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことで、実際のチェックインがチェックイン予定日の翌日になった場合）

- ・ その契約を宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は、課税対象となりません。

例3 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

- ・ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む。）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例4 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルーム等）の場合

- ・ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

例5 マンスリーマンションやウィークリーマンションの場合

- ・ 短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊にあたらない場合は、課税対象となりません。ただし、旅館業法による宿泊に該当する場合は、課税対象となります。

例6 キャンセルした場合

- ・ キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した方が宿泊税の納税義務者となります。

3 税率

宿泊税は、山形市内の宿泊施設に宿泊した際、宿泊料金の3%が課税されます。

【注意】

- ・ 税額の上限はありません。
- ・ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 宿泊料金

(1) 宿泊料金とは

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。一般的には「素泊まり料金（税抜き）」をいい、食事代等を含みません。

宿泊料金に含まれるもの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかかわらず請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など
宿泊料金に含まれないもの	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

(2) 宿泊事業者の宿泊料金設定と宿泊料金の区分

宿泊税における宿泊料金の区分は、宿泊事業者の料金設定に応じ、次の表に定めるとおりです。

宿泊事業者の宿泊料金設定	宿泊料金の区分
1人1泊当たりごと	1人1泊当たりの宿泊料金の額
1部屋1泊当たりごと	1部屋1泊当たりの宿泊料金の額
1棟1泊当たりごと	1棟1泊当たりの宿泊料金の額

(3) 宿泊料金及び課税対象の判定例

例1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

- ・ 食事込みの宿泊プランにおける課税対象となる宿泊料金の算出については、原則として宿泊事業者の方に行っていただき、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。ただし、食事代を明確に分離できない場合に限り、次のような計算方法を参考として、宿泊事業者の方が判断していただくことになります。

(計算方法)

食事込み宿泊プランの食事代の割合について（消費税等抜きの料金で計算）

参考例	夕食	朝食
	プラン料金の30%	プラン料金の20%

例2 朝食無料サービス等の取扱い

- ・ 朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例3 税込み宿泊料金の場合

- ・ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例4 宿泊料金の割引・優待等がある場合

- ・ 会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引した場合には、割引後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引についても同様です。
- ・ ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。

例5 補助金・助成金等（第三者からの支払い）がある場合

- ・ 宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者（第三者）から当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

- ・ あらかじめ又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。

例7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者（手配業者）に支払う場合

- ・ 宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取扱って差し支えありません。
- ・ オンライン旅行代理店（以下「OTA」といいます。）を利用した場合も、宿泊施設がOTAに支払う手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 8 連泊割引がある場合

- ・ 連続して宿泊（連泊）した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
- ・ 連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引した金額を宿泊料金とします。
- ・ 連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例 9 時間延長がある場合

- ・ 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、宿泊施設がその延長に係る料金を宿泊料金として取り扱っていれば、その額を宿泊料金に含めます。
- ・ 延長に係る料金を宿泊施設が宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金は宿泊料金に含みません。
- ・ 契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合において、時間延長があったことで、日をまたぐ6時間以上の利用となった場合は宿泊料金に該当し、宿泊税が課税されます。

例 10 外貨建て取引による場合

- ・ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（T T M）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ・ 具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

5 宿泊税の算出

(1) 1泊当たりの宿泊税の算出式

宿泊料金（料金総額 － 宿泊料金に含まれないもの） × 3%（税率）



千円未満切捨て

（例）宿泊料金（1人1泊当たり）9,800円の場合で1泊した場合
 $9,000円 \times 3\% = \text{税額} 270円$

(2) 宿泊料金設定ごとの宿泊税算出例

ア 1人1泊当たり

例）ホテル、旅館など

- ・ 1室に1人で宿泊した場合 1人1泊 12,300円

$$12,000円 \times 3\% = 360円$$

（千円未満切捨て）

- ・ 1室に2人で宿泊した場合 1人1泊 12,300円

$$12,000円 \times 3\% = 360円 (\times 2人分)$$

（千円未満切捨て）

- ・ 連泊割引がある場合

- a 3泊4日の宿泊で1人1泊（1泊目 8,000円、2泊目 7,200円、3泊目 6,400円）

$$1泊目 \quad 8,000円 \times 3\% = 240円$$

$$2泊目 \quad 7,000円 \times 3\% = 210円$$

$$3泊目 \quad 6,000円 \times 3\% = 180円$$

（上記のいずれも千円未満切捨て）

- b 3泊4日の宿泊で1人1泊（1泊目 8,000円、3泊した場合 20,000円）
 $20,000円 \div 3 (\text{泊}) = 6,666\cdots円$

$$6,000円 \times 3\% \times 3 = 180円 (\times 3泊分)$$

（千円未満切捨て）

例）合宿所など

- ・ 1室に3泊4日10人で宿泊した場合 1人1泊 565円

（1人1泊千円未満は課税されません。）

イ 1部屋1泊当たり

例）民泊など1室に1人又は2人以上で宿泊した場合 1室1泊 18,500円

$$18,000円 \times 3\% = 540円$$

（千円未満切捨て）

ウ 1棟1泊当たり

例）コテージなど1棟に1人又は2人以上で宿泊した場合 1棟1泊 52,800円

$$52,000円 \times 3\% = 1,560円$$

（千円未満切捨て）

6 課税免除

(1) 修学旅行等の教育活動に伴う宿泊

次のいずれにも該当し、宿泊する場合に宿泊税の課税を免除します。

ア 対象者

学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に通う児童若しくは生徒又はそれらの引率者※

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

イ 対象となる行事

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事（部活動の合宿を含みます。）

<宿泊施設の確認（対応）>

当該行事であることを証明するために学校長が発行した「証明書」を受領することが必要です。

この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。

保存期間は、「申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間（帳簿の保存期間に同じ。）」です。（申告納入の際に、提出していただく必要はありませんが、山形市の税務調査等において証明書の確認を行う場合があります。）

※ 証明書の様式は、山形市のホームページからダウンロードできますが、同様の内容が記入されていれば、任意の様式でもかまいません。

※ 証明書には学校長の押印が必要です。

【様式及び記入例（参考様式：教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事の宿泊であることの証明書）】

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事の宿泊であることの証明書		
宿 泊 日	令和9年5月10日 から同年5月12日まで	2 泊
学 校 の 種 類	☐ 小学校 ☒ 中学校 ☐ 義務教育学校、 ☐ 高等学校 ☐ 中等教育学校 ☐ 特別支援学校	
活 動 の 概 要	教育活動の一環として実施する ☒ 修学旅行 ☐ 学校行事 ☐ 部活動、課外活動 ☐ その他の活動()	
宿 泊 施 設 名 称	山形市税●●ホテル	
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※)	181人	
備 考		

※ 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

・ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外です。

上記の宿泊については、山形市宿泊税条例第4条第1号に規定する課税免除の対象となる宿泊に該当することを証明します。

令和9年4月27日

所在地 〇〇市旅籠町〇丁目3番25号

学校名 〇〇市立旅籠中学校

学校長名 ■■ △△



(2) 認定地域クラブ活動に伴う宿泊

次のいずれにも該当し、宿泊する場合に宿泊税の課税を免除します。

ア 対象者

認定地域クラブ活動※1に参加する中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。）の生徒及び引率者※2

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者、審判等は課税免除の対象外です。

イ 対象となる行事

中学校等の部活動の地域展開に伴う認定地域クラブ活動（合宿を含みます。）

<宿泊施設の確認（対応）>

認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書※1及び地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）団体であることを証する書類※2を受領することが必要です。

※1 証明書の様式は、山形市のホームページからダウンロードできますが、同様の内容が記入されていれば、任意の様式でかまいません。

様式は、「認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書（押印が必要）」と「地方公共団体の長又は教育委員会の証明書（押印が必要）」を兼ねています。

※2 認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により省略可能です。

この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。

保存期間は、「申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間（帳簿の保存期間に同じ。）」です。（申告納入の際に、提出していただく必要はありませんが、山形市の税務調査等において証明書の確認を行う場合があります。）

【様式及び記入例（参考様式：認定地域クラブ活動に伴う宿泊であることの証明書）】

認定地域クラブ活動の宿泊であることの証明書

宿 泊 日	令和9年5月1日 から 同年5月3日まで	2泊
認定地域クラブの 名称	〇〇野球クラブ	
認定地域クラブ活 動の種類（※1）	☒ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 ☐ 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
宿 泊 施 設 名 称	山形市税〇〇ホテル	
課税免除対象の 宿泊人数（※2）	23人	
備 考		

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化活芸活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 課税免除対象の宿泊人数には認定地域クラブ活動に参加している生徒及び引率者が含まれています。

- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒が対象です。
- ・ 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援や送迎を行う保護者や審判等は課税免除の対象外です。

上記の宿泊については、山形市宿泊税条例施行規則第4条に規定する課税免除の対象となる行事に該当することを証明します。

令和9年4月23日

所在地 〇〇市▲▼町二丁目3番25号

認定地域クラブ活動
を運営する団体名 〇〇スポーツ少年団

代表者名 〇〇 ▲ 印

地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。（※3）

年 月 日

地方公共団体の長又は教育委員会 _____ 印

※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。

(3) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官から、その証明書となる免税カードの交付を受けた者

※ 詳細は国税庁及び外務省のホームページ等をご確認ください。

< 宿泊施設の確認（対応） >

外国大使等から、宿泊に際し、消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

第3章 特別徴収義務者の申告（登録）・変更等

宿泊事業者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、山形市が宿泊税の事務執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、手続きいただくものです。

1 特別徴収義務者の申告（登録）

宿泊施設を営業されている場合若しくは新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業法の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業法の届出をした場合は、山形市に必要な書類を提出してください。

申告は、営業許可を受けた（届出を行った）宿泊施設ごとに必要となります。

宿泊施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合は、実質的経営者が「申立て」を行い、特別徴収義務者としての指定を受けた後、当該実質的経営者が申告を行ってください。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第2号） ※ 申告者が個人の場合は、添付書類として、以下のいずれかの書類の提出が必要です。
	・ マイナンバーカード（両面写し）
	・ 通知カード（写し）〈記載された氏名・住所等が住民票と一致する場合に限る。〉及び本人であることが確認できる書類（運転免許証等）（写し）
	・ 個人番号入り住民票（写し）及び本人であることが確認できる書類（写し）
②	旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写し）
③	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（写し）

※ 特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。

相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（「特別徴収義務者の申告事項の変更」も参照してください。）

※ 共同経営者がいる場合は、その経営者全員の住所、氏名又は名称について記入してください。併せて、役員議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

【実質的経営者である旨の申立て】

宿泊施設の経営を全面的に委託している場合等、本来の特別徴収義務者とは別に宿泊税の徴収に便宜を有する方がいる場合、当該便宜を有する方からその旨の申立てを受け、実質的経営者を「特別徴収義務者」として指定します。委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が特別徴収義務者となる場合は、上記①～③の書類に加えて以下の④～⑥の書類を添付してください。

④	実質的経営者である旨の申立書
⑤	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写し）
⑥	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写し） ※ ⑤の契約書面等で確認できる場合は不要

※ 旅館業法の許可申請中であるなど、営業開始日の前日までに前ページ②の許可証等を提出できない事情がある場合には、②の許可証等に代えて以下の書類を添付してください。

ア	建物の登記事項証明書（写し）
イ	（法人の場合）履歴事項証明書（写し）、（個人の場合）住民票（写し）

⇒ 旅館業の許可等を受けた後、速やかに②の許可証等の写しを提出してください。

【申告（申立て）期限】

次の表の区分に応じ、窓口を持参、郵送又はe L T A X※により提出してください。

区分	申告（申立て）期限
課税開始（令和9年4月1日）時点において、宿泊施設を営業している場合（従前から営業している場合を含む。）	令和9年3月31日（実質的経営者を特別徴収義務者に指定された場合は、指定を受けた日から10日以内）
令和9年4月2日以降に新たに宿泊施設の営業を開始する場合	営業を開始しようとする日の前日（実質的経営者が特別徴収義務者に指定された場合は、指定を受けた日から10日以内）
実質的経営者を特別徴収義務者として申し立てる場合	申告（登録）手続きより先に行ってください。宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者として、「特別徴収義務者」に指定された後に、申告（登録）手続きを行ってください。
※ e L T A Xは、令和8年11月24日から利用開始予定です。	

【申告（登録）受理通知書の交付】

申告（登録）書を受理したときは、「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書」を交付します。

【様式及び記入例（宿泊税特別徴収義務者申告書）】

様式第2号(第6条関係)

① 令和9年3月1日

(宛先)山形市長

② 住所
(所在地) 山形市旅籠町二丁目〇番×号氏名
(名称及び代表者氏名) 株式会社 山形市税観光
代表取締役 〇〇 ■個人(法人)番号 9876543210111
電話番号 023-6▲▼-0000

宿泊税特別徴収義務者申告書

山形市宿泊税条例第9条第1項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者として、次のとおり申告します。

③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号		
	名称	山形市税ホテル		
	電話番号	023-6▲▼-0001		
	設備の概要	客室数 60 室	収容定員 240 名	延べ床面積 900 m ²
	営業開始 (予定)日	平成27年10月1日		
④ 旅館業法の 許可又は住 宅宿泊事業 法の届出	住所 (所在地)	山形市旅籠町二丁目〇番×号		
	氏名 (名称及び代 表者氏名)	株式会社 山形市税観光 代表取締役 〇〇 ■		
	種別 ※該当するものに☑	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業		
	許可番号 (届出番号)	34567		
⑤ 共同経営者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称及び代 表者氏名)			
	電話番号			
⑥ 書類送付先	住所 (所在地)	山形市旅籠町二丁目〇番×号		
	氏名 (名称)	株式会社 山形市税観光 営業部		
	電話番号	023-6▲▼-1234		
⑦ 備考				

特別徴収義務者の申告(登録)・変更等

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

②「申告者」欄

特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人(法人)番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

「設備の概要」欄には、客室数、収容定員、延べ床面積を記入してください。

「営業開始(予定)日」欄には、施設の営業を開始する日(既に営業を開始している場合は、開始した日)を記入してください。

④「旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出」欄

旅館業法の許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

「種別」欄には、許可や届出をした営業種別をチェックしてください。「許可番号(届出番号)」欄には、旅館業法の場合は営業許可証に記載されている番号を、住宅宿泊事業法の場合は標識に記載されている届出番号を記入してください。

⑤「共同経営者」欄

特別徴収義務者以外の共同経営者について記入してください。ここでいう「共同経営者」とは、共同経営に関する契約書や役員回答の議事録等で定められている共同経営者をいいます。

記入すべき共同経営者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記入した別紙を添付してください。

⑥「書類送付先」欄

関係書類(納入申告書等)を送付する際、「申告者」欄の住所又は所在地、氏名又は名称とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

⑦「備考」欄

その他必要に応じて記入してください。

【様式及び記入例（参考様式：実質的経営者である旨の申立書）】

(宛先)山形市長		① 令和9年1月10日	
		② (申立者) 住所 (所在地) 山形市十日町二丁目〇番×号 氏名 (名称及び代表者氏名) 株式会社 〇〇コーポレーション 代表取締役 ▲× 〇〇 個人(法人)番号 1234567890123 電話番号 023-6▲▼-0000	
実質的経営者である旨の申立書			
私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。			
③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号	
	名称	山形市税ホテル	
	電話番号	023-6▲▼-0001	
	営業開始 (予定)日	平成27年10月1日	
④ 旅館業法の 許可又は住 宅宿泊事業 法の届出	住所 (所在地)	山形市旅籠町二丁目〇番×号	
	氏名 (名称及び代 表者氏名)	株式会社 山形市税観光 代表取締役 〇〇 ■	
	種別 ※該当するものに☑	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業	
	⑤ 許可番号 (届出番号)	34567	
実質的経営者である理由		委託契約により宿泊施設を運営	
添付書類		特別徴収義務者の指定を受けようとする者が宿泊税の徴収に便宜を有すると確認できる書類(委託契約書の写し等)	

①「提出年月日」欄

申立書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

②「申立者」欄

特別徴収義務者となる方の住所(所在地)、氏名(名称)、個人(法人)番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。「営業開始(予定)日」欄には、施設の営業を開始する日(既に営業を開始している場合は、開始した日)を記入してください。

④「旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出」欄

旅館業法の許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

「種別」欄には、許可や届出をした営業種別をチェックしてください。「許可番号(届出番号)」欄には、旅館業法の場合は営業許可証に記載されている番号を、住宅宿泊事業法の場合は標識に記載されている届出番号を記入してください。

⑤「実質的経営者である理由」欄

宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などの理由を記入してください。

2 特別徴収義務者の申告事項の変更

特別徴収義務者として申告している事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合は、遅滞なく異動（変更）の届出を行ってください。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者異動届出書（様式第4号）
②	〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合〕 （法人の場合）履歴事項全部証明書（写し） （個人の場合）住民票（写し）
	〔施設に係る変更の場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写し）又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更〕 変更の内容が確認できる書類

【提出時期】

次の表のとおり、窓口を持参、郵送又はe L T A X※により提出してください。

区分	提出時期
特別徴収義務者として申告している事項に変更があった場合	変更があったときに遅滞なく
※ e L T A Xは、令和8年11月24日から利用開始予定です。	

【宿泊施設について営業の譲渡などがあった場合】

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、上記の異動届出書ではなく、従前の特別徴収義務者による営業廃止の届出及び新たな特別徴収義務者としての申告を行ってください。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者から法人への変更
- ・ 法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事項

【様式及び記入例（宿泊税特別徴収義務者異動届出書）】

様式第4号(第6条関係)

① 令和9年6月1日

(宛先)山形市長

② (特別徴収義務者)

住所
(所在地)

山形市旅籠町二丁目〇番×号

氏名
(名称及び代表者氏
名)株式会社 山形市税観光
代表取締役 ○○ ■個人(法人)番号
電話番号9876543210111
023-6▲▼-0000

宿泊税特別徴収義務者異動届出書

宿泊税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、山形市宿泊税条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号	
	名称	税ホテル	
	施設番号	15	
④	変更日	令和9年5月20日	
⑤	変更項目	特別徴収義務者 ・ 宿泊施設 ・ 旅館業法等の許可等 ・ 書類送付先・その他()	
⑥ 変更内容	変更前	変更後	
	(名称) 山形市税ホテル	(名称) 税ホテル	

特別徴収義務者の申告(登録)・変更等

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人(法人)番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」欄に山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④「変更日」欄

登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。

⑤「変更項目」欄

該当する項目に○を付けてください。該当する項目がない場合は「その他」をチェックし、カッコ内に記入してください。

⑥「変更内容」欄

変更内容を具体的に記入してください。

3 営業の休止・再開・廃止

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものです。休止期間を定めずに営業を休止する場合には、営業を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。(休止の届出の際に休止期間の終期を記入していただいた場合は、再開の届出は不要です。)

【提出書類】

①	宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（様式第5号）
②	〔営業を休止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写し）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	〔営業を再開する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写し）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）
	〔営業を廃止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写し）

【届出時期】

次の表の区分に応じ、窓口を持参、郵送又はeLTAX※により申請してください。

区分	届出時期	申告納入
営業を1か月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、休止の日から1か月以内
営業を再開しようとする場合	再開しようとするとき	
営業を廃止した場合	廃止の日から10日以内	廃止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、廃止の日から1か月以内
※ eLTAXは、令和8年11月24日から利用開始予定です。		

【様式及び記入例（宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書）】

様式第5号(第6条関係)

① 令和9年6月1日

(宛先)山形市長

② (特別徴収義務者)

住所
(所在地) 山形市旅籠町二丁目〇番×号氏名
(名称及び代表者氏
名) 株式会社 山形市税観光
代表取締役 〇〇 ■個人(法人)番号 9876543210111
電話番号 023-6▲▼-0000

宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書

山形市宿泊税条例第9条第3項から第5項までの規定により、宿泊施設の営業休止、再開又は廃止について、次のとおり届け出ます。

③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号		
	名称	税ホテル		
	施設番号	15		
④	申告区分		休止	再開 ・ 廃止
⑤	休止期間	令和9年7月1日から同年11月30日まで(予定)		
⑥	再開又は廃止の日			
⑦	休止又は廃止の理由	施設改装のため		

特別徴収義務者の申告(登録)・変更等

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人(法人)番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④「申告区分」欄

該当する区分に○を付けてください。

⑤「休止期間」欄

「④申告区分」の区分が休止の場合、休止期間を記入してください。休止期間が未定の場合は休止の開始日のみ記入してください。

⑥「再開又は廃止の日」欄

「④申告区分」の区分が再開又は廃止の場合、その日付を記入してください。

⑦「休止又は廃止の理由」欄

休止又は廃止の理由を記入してください。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

特別徴収義務者は、原則、毎月末日まで前月に徴収すべき宿泊税について、山形市に申告及び納入の手続きが必要です。

(1) 申告手続き

【提出書類】

①	宿泊税納入申告書（様式第11号）
②	〔添付書類〕 宿泊料金の内訳（宿泊者数、宿泊料金その他必要な事項が宿泊年月日ごとに記載されたもの）がわかるもの（宿泊税月計表※など） ※ 記載項目を満たしていれば任意の様式でかまいません。

【提出期限】

次の表のとおり、窓口、郵便又はe L T A Xにより申告してください。

区分	提出期限
各月の初日から末日までの宿泊に係る申告	原則翌月末日 ※ 郵送の場合は、山形市に届いた日が申告日。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があればその消印の日に申告があったものとして取り扱います。

【注意点】

- ・ 申告手続きは原則として「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に必要となります。
- ・ 申告納入期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3（2）か月分の申告内容を記入してください。
- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告手続きを行ってください。
宿泊者数が「0人」の場合は月計表の添付は不要ですが、宿泊者があって、算定の結果、宿泊税が「0円」の場合は月計表を添付してください。
- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。
- ・ 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。
- ・ 営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。
- ・ 期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、不申告加算金や延滞金が課される場合があります。
- ・ 毎年2・3月頃に翌年度申告納入分の納入申告書をまとめてお送りします。
- ・ 電子申告を利用されている方で、納入申告書の送付が不要な方は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。
- ・ 納入申告書の控えの返送を希望される場合は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

【様式及び記入例（宿泊税納入申告書）】

様式第11号(第8条関係)

宿泊税納入申告書

(宛先)山形市長

① 令和9年8月20日

宿泊税の納入について、山形市宿泊税条例第13条第1項の規定により、次のとおり申告します。

②

(特別徴収義務者)

住所(所在地) 山形市旅籠町二丁目〇番×号		氏名(名称及び代表者名) 株式会社 〇〇コーポレーション 代表取締役 山形 太郎	
個人(法人)番号	1234567891011	電話番号	023-6▲▼-0000
③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町二丁目〇番×号	
	名称	〇〇ホテル	
	施設番号	2348	

④

令和		9	年	7	月分		
区分	課税標準	宿泊者数 (人)	宿泊料金の総額 (円)(A)	税率 (B)	宿泊税額 (円)(A×B)		
課税対象	1人1泊当たり	1,113	9,173,000	100分 の3	275,190		
	1部屋1泊当たり						
	1棟1泊当たり						
	合計	1,113	9,173,000	合計①	275,190		
課税対象外 (課税免除)	1人1泊当たり	35	272,000				
	1部屋1泊当たり						
	1棟1泊当たり						
	合計	35	272,000				

⑤

令和		年	月分		
区分	課税標準	宿泊者数 (人)	宿泊料金の総額 (円)(A)	税率 (B)	宿泊税額 (円)(A×B)
課税対象	1人1泊当たり			100分 の3	
	1部屋1泊当たり				
	1棟1泊当たり				
	合計			合計②	
課税対象外 (課税免除)	1人1泊当たり				
	1部屋1泊当たり				
	1棟1泊当たり				
	合計				

⑤

令和		年	月分		
区分	課税標準	宿泊者数 (人)	宿泊料金の総額 (円)(A)	税率 (B)	宿泊税額 (円)(A×B)
課税対象	1人1泊当たり			100分 の3	
	1部屋1泊当たり				
	1棟1泊当たり				
	合計			合計③	
課税対象外 (課税免除)	1人1泊当たり				
	1部屋1泊当たり				
	1棟1泊当たり				
	合計				

合計宿泊税額(円)(①+②+③)

275,190

宿泊税の申告納入

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人（法人）番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④「年月」欄

申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記入してください。

例：提出期限が令和9年6月末日の申告 令和9年5月

例：提出期限が令和9年7月末日の申告 令和9年6月

「課税対象」欄は、宿泊料金の設定に応じ、宿泊行為があった年月の宿泊者数、宿泊料金の総額、宿泊税額を記入してください。「課税対象外（課税免除）」欄についても同様に記入してください。これらの数値は、月計表の数値と合わせてください。

⑤上記④以外の「年月」欄

納期の特例（毎月の申告納入を3か月に1回にできる制度）の承認を受けているときは、上記④と同様に記入してください。

【様式及び記入例（1人1泊当たりの場合の月計表）】

月計表(1人1泊当たり)					
令和 ① 9 年		7 月宿泊分			
②	施設番号	2348			
	宿泊施設名	〇〇ホテル			
日付	課税対象		課税対象外(課税免除)		
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	
1	20	160,000			
2	25	187,000			
3	26	234,000			
4	31	248,000			
5	42	336,000			
6	60	480,000			
7	30	240,000			
8	56	448,000			
9	31	248,000			
10	24	192,000			
11	33	264,000			
12	53	424,000			
13	37	296,000			
14	41	328,000			
15	54	432,000	20	160,000	
16	20	160,000			
17	32	256,000			
18	・ 日付ごとの宿泊者数及び宿泊料金を記入してください。 ・ 合計の数値は納入申告書の各項目とあわせてください。 ・ 宿泊料金(円)は、1,000円単位で記入してください。				
19					
20					
21	35	315,000			
22	42	378,000	15	112,000	
23	55	440,000			
24	30	255,000			
25	36	324,000			
26	22	198,000			
27	33	264,000			
28	42	399,000			
29	22	192,000			
30	36	315,000			
31	35	280,000			
合計	1,113	9,173,000	35	272,000	

①「年月」欄

納入申告書と同じ申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記入してください。

例：提出期限が令和9年6月末日の申告 令和9年5月

例：提出期限が令和9年7月末日の申告 令和9年6月

②「宿泊施設」欄

宿泊施設の名称を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

【月計表の詳細な記入方法】

ア 宿泊者数

宿泊者の延べ人数（1部屋1泊当たり及び1棟1泊当たりの宿泊料金の設定で、宿泊者数の把握が困難な場合は定員数としてください。）

イ 宿泊料金

1人1泊当たりの宿泊料金（宿泊税額）の算出方法は、次のとおりです。1部屋（棟）1泊当たりの宿泊料金の設定の場合は、「1人1泊当たり」を「1部屋（棟）1泊当たり」と読み替えてください。

宿泊料金（宿泊税）の算出方法						
料金の総額		宿泊料金に含まれない料金		宿泊料金		宿泊税額
1人1泊当たりの宿泊施設に支払うべき料金の総額	－	次の表の宿泊料金に含まれないものの料金	=	1人1泊当たりの素泊まり料金 (千円未満切捨て)	➡	宿泊料金×3%

宿泊料金に含まれるもの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思にかわりなく請求されるもの 例) 清掃代、寝具使用料、寝具等のクリーニング代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など
宿泊料金に含まれないもの	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシー代、煙草代、電話代、低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代 など ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

ウ 主な事例ごとの記入（算定）方法

次の例は、1件当たりの記入（算定）方法です。月計表には日付ごとの案件を合計したそれぞれの宿泊者数及び宿泊料金を記入します。

A 1人1泊当たりの宿泊料金の設定の場合

例1)

3日から4日まで1人が宿泊

1人1泊当たり宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）6,500円

- ・ 1人1泊当たり宿泊料金（千円未満切捨て） 6,000円
- ・ 1人1泊当たり宿泊税 $6,000円 \times 3\% = 180円$

3日の課税対象の欄に次のとおり記入

宿泊者数（1人）

宿泊料金（6,000円）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外（課税免除）	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	1	6,000		
4				

例2）（連泊の場合①）

3日から6日まで2人が宿泊

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）6,500円

- ・ 1人1泊当たり宿泊料金（千円未満切捨て） 6,000円
- ・ 1人1泊当たり宿泊税 $6,000円 \times 3\% = 180円$

3日、4日及び5日の課税対象の欄にそれぞれ次のとおり記入

宿泊者数（2人）

宿泊料金（6,000円 $\times$ 2 = 12,000円）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外（課税免除）	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	2	12,000		
4	2	12,000		
5	2	12,000		
6				

例3) (連泊の場合②)

3日から6日まで3人が宿泊

うち1人が添い寝無料(宿泊料金がかからない)の幼児

1人1泊当たりの宿泊料金(素泊まり料金、税抜き) 6,500円

・ 1人1泊当たり宿泊料金(千円未満切捨て) 6,000円

・ 1人1泊当たり宿泊税 $6,000円 \times 3\% = 180円$

3日、4日及び5日の欄それぞれに次のとおり記入

課税対象の欄

宿泊者数(2人)

宿泊料金(6,000円 $\times$ 2人=12,000円)

課税対象外の欄

宿泊者数(1人)

宿泊料金(0円)

(月計表の記入例)

日付	課税対象		課税対象外(課税免除)	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	2	12,000	1	0
4	2	12,000	1	0
5	2	12,000	1	0
6				

例4) (連泊の場合③)

3日から6日まで3人が宿泊

うち1人が添い寝無料(宿泊料金がかからない)の幼児

1人1泊当たりの宿泊料金(素泊まり料金、税抜き)が連泊割引有

(1泊目6,500円、2泊目6,000円、3泊目5,500円)

・ 1人1泊当たり宿泊料金(千円未満切捨て)

(1) 1泊目 6,000円

(2) 2泊目 6,000円

(3) 3泊目 5,000円

・ 1人1泊当たり宿泊税

(1) 1泊目 $6,000円 \times 3\% = 180円$ (2) 2泊目 $6,000円 \times 3\% = 180円$ (3) 3泊目 $5,000円 \times 3\% = 150円$

3日、4日及び5日の欄それぞれに次のとおり記入

課税対象の欄

宿泊者数(2人)

宿泊料金(3日: 6,000円 $\times$ 2人=12,000円4日: 6,000円 $\times$ 2人=12,000円5日: 5,000円 $\times$ 2人=10,000円)

課税対象外の欄

宿泊者数（1人）

宿泊料金（0円）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外(課税免除)	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	2	12,000	1	0
4	2	12,000	1	0
5	2	10,000	1	0

例5）（連泊の場合④）

3日から6日まで中学校の部活動の生徒・引率者合計50人が宿泊

（課税免除の証明書有）。同時に生徒の保護者15名が宿泊

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）6,500円

・ 1人1泊当たり宿泊料金（千円未満切捨て） 6,000円

・ 1人1泊当たり宿泊税 $6,000円 \times 3\% = 180円$

3日、4日及び5日の欄それぞれに次のとおり記入

課税対象の欄

宿泊者数（15人）

宿泊料金（ $6,000円 \times 15人 = 90,000円$ ）

課税対象外の欄

宿泊者数（50人）

宿泊料金（ $6,000円 \times 50人 = 300,000円$ ）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外(課税免除)	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	15	90,000	50	300,000
4	15	90,000	50	300,000
5	15	90,000	50	300,000
6				

B 1部屋(棟)1泊当たりの宿泊料金の設定の場合

例1)

3日から6日まで大人・子供合計5人が宿泊

1部屋1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）19,500円

・ 1部屋1泊当たり宿泊料金（千円未満切捨て） 19,000円

・ 1部屋1泊当たり宿泊税 19,000円×3%=570円

3日、4日及び5日の課税対象の欄それぞれに次のとおり記入

宿泊者数（5人）

宿泊料金（19,000円）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外(課税免除)	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	5	19,000		
4	5	19,000		
5	5	19,000		
6				

例2)

3日から6日まで、日ごとの宿泊者数は不明で、5人定員のコテージに宿泊

1棟1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金、税抜き）19,500円

・ 1棟1泊当たり宿泊料金（千円未満切捨て） 19,000円

・ 1棟1泊当たり宿泊税 19,000円×3%=570円

3日、4日及び5日の課税対象の欄に次のとおり記入

宿泊者数（5人（不明な場合は定員数））

宿泊料金（19,000円）

（月計表の記入例）

日付	課税対象		課税対象外(課税免除)	
	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)	宿泊者数(人)	宿泊料金(円)
1				
2				
3	5	19,000		
4	5	19,000		
5	5	19,000		
6				

(2) 納入手続き

山形市に申告した宿泊税の税額は、納入期限（納入申告書の申告期限と同日）まで、次の方法により納入してください。

【納入方法】

- ・ e L T A X を利用した電子納付（電子申告を行った場合のみ利用可能）
- ・ 納入書（様式第 1 2 号）による山形市指定金融機関等の窓口での納入

① 山形銀行、きらやか銀行、荘内銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、東北労働金庫、七十七銀行、山形農業協同組合、山形市農業協同組合

② ゆうちょ銀行・郵便局（東北 6 県に所在する店舗）

※ 上記以外の金融機関の窓口では、扱えない場合や手数料がかかる場合があります。詳細は利用予定の金融機関にお問い合わせください。

【注意点など】

- ・ 納入書は、A 4 版横の 3 連式となっていますので、3 枚それぞれに同内容の記入をお願いします。
- ・ 申告納入期限の特例を受けている場合には、「宿泊行為のあった月」、かつ、「宿泊施設」ごとにそれぞれ 1 枚の納入書を作成してください。
- ・ 毎年 2・3 月頃に「納入申告書」と併せ翌年度分の納入書をお送りします。
- ・ 電子納付は、次の支払方法が選択できます。

インターネットバンキング

ダイレクト納付（事前の届出が必要な口座振替）

【様式及び記入例（納入書）】

様式第12号（第8条関係）

市町村コード	062014		山形県		都道府県	山形市		市町村	宿泊税領収済通知書 (公)	
口座番号	02400-9-960022		加入者			山形市会計管理者				
所在地及び氏名又は名称 山形市旅籠町二丁目〇番×号 ①										
株式会社 〇〇コーポレーション 代表取締役 山形 太郎										
② 宿泊施設名 〇〇ホテル 様										
③ ④ ⑤										
ID	科目コード	通知年度	賦課年度	月分	施設番号					
31	74	9	9	8	2348					
税 額		01	⑥		275190					
延 滞 金		02								
加 算 金		03								
合 計 額		04	⑦		275190					
納期限	令和9年8月31日		領収日付印							
指定金融機関名 (取りまとめ店)	山形銀行山形市役所支店 ⑧									
取りまとめ局	仙台貯金事務センター (〒980-8794)									
上記のとおり通知します。(市保管)										

①「所在地及び氏名又は名称」欄

特別徴収義務者の所在地及び氏名又は名称を記入してください。

②「宿泊施設名」欄

宿泊施設の名称を記入してください。

③「ID」・「科目コード」欄

それぞれ「31」、「74」と記入してください。(山形市のホームページで公開するもの及び山形市から送付するものは記入済です。)

④「通知年度、賦課年度、月分」欄

次の表のとおり記入してください。

(1) 通知年度・賦課年度

申告納入する月の属する年度

(2) 月分

申告納入する月

例：提出期限が令和9年6月末日
(5月宿泊分)の申告納入

通知年度	賦課年度	月分
9	9	6

例：提出期限が令和10年3月末日
(2月宿泊分)の申告納入

通知年度	賦課年度	月分
9	9	3

例：提出期限が令和10年4月末日
(3月宿泊分)の申告納入

通知年度	賦課年度	月分
10	10	4

⑤「施設番号」欄

山形市から施設ごとに割り当てる施設番号を記載してください。

⑥「税額」欄

納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。納入申告書に記載した当該宿泊施設の宿泊税額と一致していることを確認してください。

⑦「合計額」欄

納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。

⑧「納期限」欄

当該月分の申告納入期限(納入申告書の申告期限と同日)を記載してください。

(3) 合算申告納入

同一の事業者（特別徴収義務者）が複数の宿泊施設を営業している場合に、各施設の宿泊税をまとめて申告納入できる制度があります。

ア 要件

同一の特別徴収義務者が山形市の宿泊税の対象となる複数の宿泊施設を営業していることを要件とします。この場合、山形市の宿泊税の対象となる同一の特別徴収義務者が営業する全ての宿泊施設が合算申告納入の対象となります。

イ 手続き

「宿泊税合算申告納入承認申請書」を提出してください。承認の可否を審査し、承認された場合は、「承認通知書」により通知します。様式はお問い合わせください。

ウ 申告納入の方法

- ・ 「納入申告書」と「納入書」をそのままお使いください。
- ・ 「月計表」は、宿泊施設ごとに記入・提出していただく必要があります。
- ・ 「納入（書）」は従来のとおり「宿泊施設ごと」に行ってください。

エ 申告納入書の具体的な記入方法

「納入申告書」の上部右余白に「合算」と朱書きし、施設の名称欄には宿泊施設のうち代表的な施設名称に続けて「他〇件」と記入してください。

「納入申告書」の施設番号欄には、「承認通知書」により通知した合算指定番号をご記入ください。

オ 対象となる宿泊施設の追加、廃止、合算申告納入を取りやめるなど場合
速やかに申し出てください。詳細はお問い合わせください。

2 申告納入期限の特例

宿泊税の申告納入は、原則、毎月行う必要がありますが、特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合は、山形市長の承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

(1) 申請手続き

ア 提出書類

宿泊税納入期限等特例承認申請書（様式第13号）

イ 提出方法

窓口にて持参、郵便又はe L T A Xにより申請してください。

ウ 注意点

- ・ 申請は、原則として宿泊施設ごとに行う必要があります。
- ・ 審査には、2週間程度を要します。
- ・ 適用を受けた方は適用が取り消されない限り、翌年度以降も継続となります。

(2) 特例の承認等

ア 特例の承認

所定の審査のうえ、適用の承認又は不承認を決定し通知します。特例の適用については、承認通知書に記載された適用開始年月からとなります。申請書を提出していても、適用開始年月までは原則どおり毎月申告納入が必要となりますのでご注意ください。

（例）承認通知書の特例承認開始年月欄に「令和9年7月宿泊分に係る申告から適用開始」と記載されている場合

6月宿泊分（7月末申告）・・・ 7月末までに申告納入

7月宿泊分（8月末申告）

・・・ 9月末日までに2か月分を申告納入（特例）

8月宿泊分（9月末申告）

イ 特例の取消し

申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用を取り消します。特例が取り消された場合は、取消通知書に記載された月から毎月申告納入が必要です。

ウ 様式及び記入例（宿泊税納入期限等特例承認申請書）

様式第13号（第9条関係）

① 令和9年9月1日

（宛先）山形市長

② （特別徴収義務者）

住所
（所在地）

山形市旅籠町二丁目〇番×号

氏名
（名称及び代表者氏
名）株式会社 山形市税観光
代表取締役 〇〇 ■個人（法人）番号
電話番号9876543210111
023-6▲▼-0000

宿泊税納入期限等特例承認申請書

山形市宿泊税条例第13条第2項の規定により、宿泊税の申告納入の期限の特例について、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号		
	名称	山形市税ホテル		
	施設番号	2348	特別徴収義務者 登録日※1	平成27年4月1日
申請日の12か月前※2の 日の属する月から申請日の 前月まで（対象期間）の宿 泊税の納入すべき金額		250,000円 ④		
山形市宿泊税条例第13条 第3項の規定による承認の 取消の有無		無 ⑤		
対象期間における過少申告 加算金、不申告加算金、重 加算金の決定の有無		無 ⑥		
対象期間における市税の滞 納の有無		無 ⑦		

令和9年4月1日以前から営業する宿泊施設で、令和10年3月31日までに申請する場合は、次のとおり読み替えてください。

※1 宿泊施設の営業を開始した日

※2 申請日の3か月前

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人（法人）番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称、特別徴収義務者の登録日を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④「申請日の12か月前の日の属する月から申請日の前月までの宿泊税の納入すべき金額」欄

対象期間において、納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。

⑤「山形市宿泊税条例第13条第3項の規定による承認の取消の有無」欄

過去に山形市宿泊税条例第13条第3項の規定に基づく申告納入期限の特例の適用の取消を受けている場合は「有」と記入し、取消年月を記入してください。過去に適用の取消を受けていない場合は、「無」と記入してください。取消の日から1年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑥「対象期間における過少申告加算金、不申告加算金、重加算金の決定の有無」欄

対象期間において、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けた場合は、「有」と記入し、決定年月を記入してください。受けていない場合は、「無」と記入してください。この期間に加算金の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑦「対象期間における市税の滞納の有無」欄

対象期間において、市税（宿泊税に限りません。）の滞納がある場合は「有」と記入し、無い場合は「無」と記入してください。この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

特例の対象月	特例の申告納入期限
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日

【適用要件】

- ① 申請書を提出した日の前12か月間（以下、「対象期間」といいます。）の納入すべき宿泊税額が120万円以下であること。
- ② 申請書を提出した日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- ③ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤ 対象期間において、市税を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

【条例施行前（令和9年3月31日以前）から営業する宿泊施設に対する経過措置】

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後1年間（令和10年3月31日まで）は、上記の適用要件①、②、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ① 申請書を提出した日の前3か月間の納入すべき宿泊税が30万円以下であること。
⇒ 例えば、令和9年度では、令和9年4月～令和9年6月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、令和9年7月に特例申告納入の申請をして、令和9年7月分から認められた場合は、令和9年7月～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。
- ② 申請書を提出した日において、宿泊施設の営業を開始した日から1年を経過していること。
- ④ 令和9年4月1日から申請月の前月の末日までの間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤ 申請書を提出した日の前3か月において、市税を滞納していないこと。

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から宿泊税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者は宿泊税を申告納入する義務を負います。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

- ・ 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

上記の場合に該当し、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに「宿泊税還付・納入義務免除申請書」に理由を明記し、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付のうえ、申請してください。

4 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求を行うことができます。

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内）。

(2) 請求の手続き

宿泊税更正請求書（様式第16号）に理由を明記し、正しい宿泊料金などを記載した月計表を添付の上、窓口を持参、郵便又はe L T A Xにより請求書を提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

【様式及び記入例（宿泊税更正請求書）】

様式第16号(第11条関係) (宛先)山形市長		① 令和10年3月1日			
② (特別徴収義務者)		住所 山形市旅籠町二丁目〇番×号			
氏名 (名称及び代表者氏名) 株式会社 山形市税観光		代表取締役 〇〇 ■			
個人(法人)番号 9876543210111		電話番号 023-6▲▼-0000			
宿泊税更正請求書					
地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり宿泊税の更正の請求をします。					
③ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町二丁目〇番×号			
	名称	〇〇ホテル			
	施設番号	2348			
更正請求の対象年月	④ 令和9年7月 宿泊分				
更正の請求前					
区分 ⑤	課税標準	宿泊者数(人)	宿泊料金総額(円) (A)	税率 (B)	宿泊税額(円) (A×B)
課税対象	1人当たり	1,113	9,173,000	100分の3	275,190
	1部屋当たり				
	1棟当たり				
	合計	1,113	9,173,000	合計	275,190
課税対象外 (課税免除)	1人当たり	35	272,000		
	1部屋当たり				
	1棟当たり				
	合計	35	272,000		
更正の請求後					
区分 ⑥	課税標準	宿泊者数(人)	宿泊料金総額(円) (A)	税率 (B)	宿泊税額(円) (A×B)
課税対象	1人当たり	1,113	9,165,000	100分の3	274,950
	1部屋当たり				
	1棟当たり				
	合計	1,113	9,165,000	合計	274,950
課税対象外 (課税免除)	1人当たり	35	272,000		
	1部屋当たり				
	1棟当たり				
	合計	35	272,000		
更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項	⑦ 電算システムへの入力に誤りがあったため。				

①「提出年月日」欄

請求書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人（法人）番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

④「更正請求の対象年月」欄

更正の請求のもととなった申告書の対象年月を記入してください。

⑤「更正の請求前」欄

更正前の宿泊者数、宿泊料金総額、宿泊税額を記入してください。

⑥「更正の請求後」欄

更正後の宿泊者数、宿泊料金総額、宿泊税額を記入してください。

⑦「更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項」欄

請求の理由等を記入してください。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、山形市内に住所、居所、事務所及び事業所（以下、「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、山形市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

（1）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。納税管理人も山形市外在住である場合は、納税管理人について、山形市の承認が必要です。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書（様式第6号）
②	納税管理人が（法人の場合）履歴事項全部証明書（写し） （個人の場合）住民票（写し）

【様式及び記入例（宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書）】

様式第6号（第7条関係）

（宛先）山形市長

① 令和9年3月1日

② （特別徴収義務者）
住所（所在地） 東京都〇〇区■■■二丁目〇番×号
氏名（名称及び代表者氏名） 株式会社 〇〇ホテル
個人（法人）番号 代表取締役 〇〇 ▲▼
電話番号 8765432109111
03-●●●●-■■■■

③ 宿泊税納税管理人（変更・異動）申告 承認申請書

山形市宿泊税条例第10条第1項の規定により、納税管理人を定め、又は変更・異動したことについて、次のとおり申告・承認申請します。

区分	④ 新納税管理人	旧納税管理人
住所（所在地）	山形市旅籠町二丁目〇番×号	
氏名（名称及び代表者氏名）	株式会社 山形市税観光 代表取締役 〇〇 ■	
電話番号	023-6▲▼-0000	
⑤ 宿泊施設	所在地	山形市香澄町三丁目〇番×号
	名称	山形市税ホテル
	施設番号	15
⑥ 承認申請の場合の理由		

①「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

②「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人（法人）番号、電話番号を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

③「申告・承認申請書」欄

- ・ 山形市内に住所及び事務所を有している方を納税管理人とする場合、「申告」に○を付けてください。
- ・ 山形市外に住所及び事務所を有している方を納税管理人とする場合、「承認申請」に○を付けてください。

④「新納税管理人」欄

納税管理人の住所又は所在地、氏名又は名称、代表者及び電話番号を記入してください。

⑤「宿泊施設」欄

宿泊施設の所在地、名称を記入してください。「施設番号」欄には山形市から宿泊施設ごとに割り当てられた施設番号を記入してください。

⑥「承認申請の場合の理由」欄（※ 承認申請の場合のみ記載）

納税管理人は原則として山形市内に住所を有する必要がありますが、山形市外の者を納税管理人として定めるやむを得ない理由について記載してください。

（２）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その変更等が生じた日から１０日以内に、その旨を「宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書」により申告・承認申請をしてください。

（３）納税管理人選任免除

納税管理人を定める必要がある方であっても、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要はありません。納税管理人を定めないことを希望する際は、その旨を「宿泊税納税管理人選任免除認定申請書」により申請してください。様式はお問い合わせください。

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税の金額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、山形市宿泊税条例の規定により、次の表のとおり帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を保存しなければなりません。

【記載内容】

区分	記載内容	保存期間
帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額、宿泊税額等の記載があるもの ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。 また、複数の帳簿を突き合わせることで、これらの事項が確認できれば、ひとつの帳簿で作成する必要はありません。	申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間 「課税免除に関する証明書」は、帳簿と同じ期間の保存が必要です。
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、上記帳簿の記載内容を裏付ける資料となるもの	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間

【帳簿、書類の電磁的記録等】

帳簿、書類を山形市宿泊税条例の規定により電子計算機を使用して作成する場合、同条例及び同条例施行規則に定める一定の要件を満たせば、電子データでの記録（電磁的記録）の備付け・保存をもって、紙での保存に代えることができます。

また、書類の保存に関しては山形市宿泊税条例及び同条例施行規則に定める一定の要件を満たせば、当該書類をスキャナで読み取った電子データの保存（スキャナ保存）をもって、紙での保存に代えることができます。電磁的記録及びスキャナ保存のための要件については、国税及び地方税に関する法令の規定に準ずるものとします。

【保存の方法】

次のいずれかの方法で保存してください。

- ・ 紙媒体による保存（電子計算機で作成したものや電子取引したものに関しても紙に印刷して保存）
- ・ 電磁的記録による保存
- ・ 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存

3 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

宿泊税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の税対象となる場合があります。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

(例1) 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

<合計の内訳に宿泊税額を計上する場合>

<宿泊税額を別に計上する場合>

領収書			領収書		
〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名	〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額	日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000 円	〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円		消費税等	1,000 円
	宿泊税	300 円		合計	11,000 円
	合計	11,300 円	上記のほか宿泊税額300円を受領しました。		
〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル			〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル		
印紙		受領印	印紙		受領印

(例2) 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300 円
	合計	11,300 円
上記金額には、消費税等 1,000 円及び宿泊税額 300 円が含まれています。		
〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル		
印紙		受領印

4 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、山形市の担当職員が申告指導や宿泊施設の实地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をお願いします。

5 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

6 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、 実際の税額より少ないため に、更正を受けたとき		不足税額×１０％	不足税額が期限内申告額と５０ 万円とのいずれか多い金額を超 えるときは、その超える部分の税 額×５％を加算
不申告 加算金	期限までに申告しなかったた め、決定を受けたとき		決定税額×１５％※１	決定又は不足税額のうち５０万 円超３００万円以下の部分につ いては×２０％ ３００万超の部分については× ３０％
	期限後の申告や決定につい て、更正を受けたとき		不足税額×１５％※１	
	市の調査を予想しないで、期 限後に申告したとき		申告税額×５％※２	
重加算金	不正な方法 で税額を少 なく計算し たため、更 正や決定を 受けたとき	期限までに申告 しているとき	不足税額×３５％※１	
		申告していない とき、又は期限 後に申告してい るとき	不足税額×４０％※１	

※1 不申告加算金又は重加算金の加重措置

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%加算されます。

※2 不申告加算金の不適用

以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・ 申告期限から1か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・ 納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・ 過去5年において、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていない。

7 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

日数に応じて、税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。(年7.3%を上限とします。)

※ 延滞金特例基準割合とは

『「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%』の割合です。

② 納期限の翌日から1か月を経過した日以後

日数に応じて、税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

③ 端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額が、2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。その税額が2,000円未満の場合であるときは、延滞金はありません。

算出された延滞金額が、1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はありません。

8 罰則、滞納処分等

税の公平性等を確保するため、宿泊税に関する罰則や滞納処分については、山形市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内容	拘禁刑	罰金
山形市 宿泊税 条例	第11条	納税管理人に係る不申告に関する過料	(過料)10万円以下	
	第25条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	—	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽陳述の罪	6月以下	50万円以下

【滞納処分等】

法令	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
地方税法	第773条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第773条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

9 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ・ 税額の更正又は決定
- ・ 加算金の決定
- ・ 更正請求の否認
- ・ 特別徴収義務者の指定・解除
- ・ 納入義務免除（還付）の決定
- ・ 申告納入期限の特例適用の不承認・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書を提出してください。様式はお問い合わせください。

電子メールやファックスは受け付けていませんので、必ず持参又は郵送してください。

なお、審査請求書に必要事項が記載されていない場合などは、補正を求める場合があります。

第6章 その他

1 電子申告・納付

宿泊税納入申告書をはじめとする書類の提出については、「地方税ポータルシステム（e L T A X）」による申告（電子申告）も可能です。e L T A X（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うことができる申告・納付システムです。

e L T A X対応ソフトウェアである「P C d e s k N e x t」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「P C d e s k」（D L版又はW e b版）を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法についてはP C d e s k N e x t 特設ページをご覧ください。

電子申告の利用を希望される場合は、利用届出（新規）を行い、利用者 I D 及び電子証明書を取得してください。詳細については、「地方税ポータルシステム（e L T A X）」のホームページをご確認ください。[\(https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/\)](https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/)

なお、他の税目の手続きで既に利用している場合は、同一の利用者 I D 及び電子証明書を利用することができます。

その他

2 申告（登録）書、納入申告書、納入書等の様式

山形市のホームページに掲載します。

山形市 宿泊税 検索 

3 特別徴収義務者交付金（仮称）

【交付の目的】

宿泊税導入に伴い、新たな事務負担・事務経費が生じるため、特別徴収義務者に対し、宿泊税納入額の一定割合を交付する制度の創設を検討しています。

【交付額】

交付金の額、交付金の算定期間、交付時期については、現在検討しております。詳細が決定次第お知らせいたします。

※ 上記以外の支援策についても検討してまいります。

4 手続きの受付窓口・申告書等提出先・問い合わせ先

〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号※
（※郵送の場合、郵便番号を記入すれば、住所記入不要です。）
山形市財政部市民税課諸税係
TEL 023-641-1212（内線303）
E-Mail: shiminzei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

【参考資料】

○ 山形市宿泊税条例（令和8年市条例第1号）

（宿泊税）

第1条 市は、自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき料金であって規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び山形市市税条例（昭和40年市条例第37号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事に参加する児童若しくは生徒又はそれらの引率者（当該行事としての宿泊であることを証明するために当該学校の長が発行する証明書を有する者に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものに参加する者（規則で定める者に限る。）

（課税標準）

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 宿泊料金が1人当たりごとに設定されている場合 1人当たりの宿泊料金の額
- (2) 宿泊料金が1部屋当たりごとに設定されている場合 1部屋当たりの宿泊料金の額
- (3) 宿泊料金が1棟当たりごとに設定されている場合 1棟当たりの宿泊料金の額

（税率及び税額の端数計算）

第6条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該事項を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(減免)

- 第12条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者に対し、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

- 第13条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に、徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入すべき税額を納入書により納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者が納入すべき税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当することについて市長の承認を受けた場合における同項の規定による申告及び納入（以下「申告納入」という。）の期限は、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税について、それぞれ同表の右欄に定める日とする。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合においてその休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税に係る申告納入の期限は、その日から1月以内とする。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

- 第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項の規定による通知を受けた場合において、不足金額（更正による納入すべき宿泊税額の不足金額又は決定による納入すべき宿泊税額をいう。）があるときは、当該通知により指定する期限までに、納入書によりこれを納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、法第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知により指定する期限までに、納入書により当該通知に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第15条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことに

ついて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。
(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第16条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第13条第1項又は第2項の規定により申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類を当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。
(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第17条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。
(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第18条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機

を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。) による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令の規定の適用)

第19条 第17条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例その他の市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第20条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(山形市行政手続条例の適用除外)

第21条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導(山形市行政手続条例(平成9年市条例第1号)第2条第7号に規定する行政指導をいう。)に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。

(賦課徴収)

第22条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(使途の公表)

第23条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第16条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
- (3) 第16条第2項の規定により作成すべき書類について正当な理由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第16条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 4 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(準備行為)

- 5 第8条第2項の規定による指定及び第10条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 山形市宿泊税条例施行規則（令和8年市規則第43号）

(趣旨)

- 第1条 この規則は、山形市宿泊税条例（令和8年市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）及び条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

- 第3条 条例第2条第1項第5号に規定する宿泊の対価として支払うべき料金であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき料金（当該宿泊に対して宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払われる補助金、助成金その他これらに類するものを含む。）であって次に掲げる額を除いたものとする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額

- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額

- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する額
(課税免除の対象となる行事)

第4条 条例第4条第2号に規定する同条第1号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の部活動の地域における展開により実施される活動（地方公共団体の長又は教育委員会の認定を受けた活動（当該認定を受けたものとみなされた活動を含む。）に限る。以下この条において「認定地域クラブ活動」という。）とする。

- 2 条例第4条第2号の規則で定める者は、生徒又はその引率者（認定地域クラブ活動としての宿泊であることを証明するために、当該認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書に有する者に限る。）とする。

（特別徴収義務者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（特別徴収義務者の申告等）

第6条 条例第9条第1項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書とする。

- 2 市長は、前項の申告書を受理したときは、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書を当該申告書を提出した者に交付するものとする。
- 3 条例第9条第2項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者異動届出書により行うものとする。
- 4 条例第9条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書により行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第7条 条例第10条第1項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請及び同項後段の規定による納税管理人の変更若しくは異動の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 3 条例第10条第2項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書により行うものとする。
- 4 市長は、前項の認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 5 条例第10条第2項の規定による異動の届出は、宿泊税納税管理人不選任認定者異動届出書により行うものとする。

（申告納入の方法）

第8条 条例第13条第1項の規定による申告及び納入は、宿泊税納入申告書及び宿泊税納入書により行うものとする。

- 2 前項の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

第9条 条例第13条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次項の規定による承認の申請をした日（以下この項において「申請日」という。）の属する月の前12月間（以下この項において「対象期間」という。）に係る宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額がそれぞれ120万円以下であること。
 - (2) 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
 - (3) 条例第13条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
 - (4) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
 - (5) 対象期間において、市税を滞納していないこと。
 - (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。
- 2 条例第13条第2項の市長の承認を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による承認の申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、条例第13条第3項の規定により同条第2項の承認を取り消したときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書により当該取消しに係る特別徴収義務者に通知するものとする。
- （更正の請求）
- 第10条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書とする。
- （更正及び決定の通知）
- 第11条 法第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税更正・決定通知書により行うものとする。
- （徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）
- 第12条 条例第15条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書に、その理由を証明する書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第15条第3項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書により行うものとする。
- （帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）
- 第13条 条例第17条第1項、第2項及び第3項前段並びに第18条各項の規定により行う関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存については、次項から第4項までに定めるものを除くほか、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第25条及び第26条の規定の例による。
- 2 条例第17条第3項の規則で定めるものは、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。
- 3 条例第17条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。
- 4 条例第18条第3項の規則で定める場合は、法施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。
- （納入申告書等の様式）

第14条 この規則に規定する納入申告書、申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和10年3月31日（以下「経過措置終了日」という。）までの間における第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中「申請をした日」とあるのは「申請をした日（施行日から3か月を経過した日から経過措置終了日までの日に限る。）」と、「12月」とあるのは「3月」と、「120万円」とあるのは「30万円」と、同項第2号中「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「宿泊施設の営業を開始した日」とする。

山形市宿泊税特別徴収事務の手引き(令和8年9月現在)

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市財政部市民税課

TEL 023-641-1212 (内線303)

E-Mail: shiminzei@city.yamagata-yamagata.lg.jp